

「ノマド」という罪：EUシティズンシップのポリシング

土 谷 岳 史

Guilty by nomadic lifestyle: EU citizenship and policing

Tsuchiya Takeshi

The Roma have traditionally been excluded in Europe. The social construction of the ethnic identity of the Roma, believed to be involved in criminal activities, provides ontological justification for exclusion of the Roma. The European Union (EU) has combatted Roma discrimination and defended their rights especially since the EU enlargement to Central and Eastern Europe. This paper, however, focuses on the exclusive practices of the EU from the perspective of discourse theory. EU citizenship is an 'essentially contested concept', a contested cluster discourse, such as cosmopolitanism, essentialism and neoliberalism. In the 'crisis' of Italy and France, the cosmopolitan discourse of EU citizenship defends Roma rights, but as for the neoliberal discourse, EU citizenship legitimizes the exclusion of the Roma in terms of the EU citizen's duty to move and reside in another member state. The paper argues that with respect to police cooperation, a criminological perspective surrounding essentialism, which originated from Belgium, 'successfully' racialises Roma ethnicity. Moreover, the paper speculates that the idea of essentialism, which merges EU citizenship with the neoliberal discourse, leads to the probability of biopolitical intervention in Roma.

はじめに

特異な政体などと呼び表されるEUの特徴のひとつは、加盟国の国民をEU市民とし、超国家的な権利を付与したことであろう。EU誕生と同時に条約上に現れた「EUシティズンシップ」は、EUとは何かという問いを解くうえで重要な概念として理解され研究がされたが、そもそもシティズンシップとは何か、という問題設定を伴うのが常であった。

EU誕生の時期は、リベラル・デモクラシーの批判的検討と同時にシティズンシップ研究が活性化していく時期でもあり、EUシティズンシップはシティズンシップ研究の課題のひとつとなった。

権利と同一視されるリベラルなシティズンシップ概念に対して、アイデンティティや参加といった側面を強調する議論が台頭してきた。「シティズンシップ」は本質的に論争的な概念であるが [Connolly 1993]、EUシティズンシップはそれまでのシティズンシップの自明性を破壊し、問いの空間を拡張したのである [cf. ラクラウ&ムフ 2012]。

EUシティズンシップは、ネーション - ステートから人間を解放するコスモポリタンな権利という評価がある一方で、それはあくまでネーション - ステートの相互承認の権利であるとの評価もあり、その可能性を含めて論争的となってきた。EUシティズンシップは法の言説であるとともに規範的な言説でもあり、両者を横断する複数の言説が闘争する場なのである。EUシティズンシップはEUとは何かを考える手がかりであるとともにシティズンシップとは何かを考える事例でもある。

本稿はEUシティズンシップを経験的に分析することで、現在のEUの一面を明らかにしたい。具体的には、法的EU市民と規範的EU市民の境界に置かれるロマの人々に対するEUおよびEU加盟国の政策を検討したい。EUにおけるロマの人々に関する言説闘争はEUシティズンシップの姿を浮かび上がらせ、EUを理解する一助となろう。以下、第1節ではEU市民の裏面としてのEUの「移民」とEUの共通移民政策ならびに、移民であるEU市民の地位を詳述し、第2節でEUにおける近年のロマをめぐる問題を取り上げる。第3節ではEUにおけるロマの犯罪者化を明らかにしたい。

1. EU市民と「移民」

2009年発効のリスボン条約はEU基本権憲章に法的拘束力を持たせたが、EU基本権憲章は前文で「EUシティズンシップの設立と、自由、安全、正義の領域の創設によって、個人をEUの活動の中心に置く」と述べている。EUシティズンシップはEU設立時に創設されたものであり、EU加盟国の国籍保持者をEU市民とする。EU加盟国の国籍を持たないものはEU市民と区別され、第3国国民とされる。EUは、EU域内の自由移動の権利や欧州議会と地方議会への参政権をはじめとする諸権利をEU市民に付与している (EU運営条約20-25条)。

「自由、安全、正義の領域」は1999年発効のアムステルダム条約でEUの目的のひとつに加えられたものであり、同時にEUの枠組みに編入されたシェンゲン・アキによって域内国境管理が撤廃されたEU空間のあり方を規定するものである。この構想の中心には加盟国ではなく、人間が置かれている。リスボン条約は権利保護を強化し、EUシティズンシップとデモクラシーをより密接に結びつけたように [European Commission 2010b, 2010c]、EUの目指す正当性の主要な調達源はヨーロッパの人々なのである。

では、この空間の主体は誰なのだろうか [土谷 2009]。「自由、安全、正義の領域」を実現すべく作られた最初の5か年プログラムであるタンペレ・プログラムでは「我々の加盟国に合法的かつ永久的に生きる1000万人以上の第3国国民も含まねばならない」と述べられていたように、当初の構想では自由の享受者としてEU市民のみならず一定の第3国国民も含まれていた。いわばコス

モポリタンな言説が支配的だったのである。しかし、経済的論理とセキュリティの論理が全面化していく中で、EUの「移民」たる第3国国民は自由や権利の主体の位置から外れ、もっぱら管理の対象とされていく。

タンペレ・プログラムの後継であるハーグ・プログラムでは第3国国民は主体の位置から消えている。強調は自由から安全に移り、「我々の諸社会内部の安定性と結束」のために、移民の社会統合がEUの大きな課題となっていくのである。このセキュリティと経済の論理を中核とするネオリベラルな言説は、以下のように第3国国民を経済的指標において対象化し、選別し、主体化するのである。そしてこの言説は加盟国レベルへも波及していく。

EUの共通移民政策は第3国国民を合法移民と不法移民に分けるが、それは経済資源としての評価を軸に展開される。人口減少を迎えるEUは経済移民の受け入れへと舵を切りつつあり、高度技能者を優先的に受け入れる体制も整えられつつある。後述するEU市民とは異なり第3国国民は、居住する加盟国社会での統合を証明することでセキュリティの攪乱要因の位置から逃れ、自由移動と権利の主体へと移ることができるのだが、高度技能者の場合には経済的有用性がファストトラックとなるのである。

第3国国民の自由移動が大きく問題視されてきたのに対して、68年に二次立法として制定されて以来、加盟国国民の自由移動の権利は欧州統合の基本的自由のひとつとして保障されてきた〔土谷2006, 中村2012〕。経済活動の自由として位置付けられた自由移動の権利は、労働者の定義の拡大や制限規定の制限的解釈などを通じて徐々に拡大した。93年のEU設立時に登場したEUシティズンシップ規定はEU市民の権利の中心に自由移動を据えた。加盟国は自由移動の権利を拡大する意図はなかったが、判例によってEU市民の自由移動の権利は拡大していく。2004年制定の二次立法は永住権の導入などEU市民の自由移動の権利強化を目指した。EU運営条約の第2部は「差別の禁止とEUシティズンシップ」と題されており、判例で認められた「加盟国国民の基本的地位」たるEUシティズンシップと差別の禁止の連関が条約上でも明確にされた。EUシティズンシップの公式の言説はコスモポリタンな側面を強化していきつつ発展してきたのである。

EU市民とはいっても加盟国からすれば自国民とは異なる「移民」である。しかし、EUの「移民」たる第3国国民とEU市民とはその位置付けや権利に大きな違いがある。先にみたように第3国国民は経済的有用性または加盟国社会への統合を証明することが求められる。これに対してEU市民は3ヶ月以内の自由移動の権利が保障されている。

経済活動を行わない場合、3ヶ月以上の移住には生活のための十分な資産が条件である。ただし要件を満たさない場合であっても、それが自動的な権利の喪失と国外退去を意味するわけではない。受け入れ加盟国は、当該EU市民の窮状が一時的なものかを検討し、社会扶助の受給が当該国の社会扶助システムの不当な負担となるかを検討しなければならない。さらに居住期間、個人的状況、受給総額をも勘案する必要がある。確かに経済的な自律が求められるが、裁判で争われた場合、社会扶助の受給が当該加盟国の社会扶助システムの不当な負担と認定されるのは簡単ではない。

セキュリティの面からもEU市民の自由移動の権利は制限されるが、この条件は極めて抑制的に解釈されてきた。2004年の法律は判例の蓄積を規定に反映している。すなわち公の秩序、公共の安全、公衆衛生を根拠とする制限は、自由移動の権利を個別的に制限するものである。特に前2者による自由移動の制限は、「当該個人の個々の行為が、社会の根本的利益のいずれかに真の、現在の、十分に深刻な脅威を与えること」が必要である。当該EU市民の統合の程度、居住期間、年齢、健康状態、家族および経済状況、出身国とのつながりを考慮に入れ、比例性の原則に従うことが加盟国には求められる。他国から移動してきた人々という意味ではEU市民もまた「移民」であるが、その地位の安定性は第3国国民よりも居住加盟国の国民にはるかに近いのである。

このようなEUシティズンシップの発展は、Isin & Nielsen [2008] の概念を借りれば、人々の「シティズンシップ行為 (act of citizenship)」の積み重ねによるものと評価できよう [cf. Isin & Saward 2013]。「シティズンシップ行為」とは、主体が自分自身を「権利を持つ権利」を持つ市民として構成する行為である。EUはそれまでのネーション-ステート体制を大きく変容させてきたが、その中で個々人の持つ権利もまた変化してきた。しかしそれは上からの一方的な変革ではなく、人々の様々な異議申し立てにもよるものである。本質的に論争的な概念たるシティズンシップは言説闘争の場であり、異議申し立ての大きな力となる¹。EUシティズンシップは「EU市民」という主体位置を法制度として生み出すことで、「シティズンシップ行為」の基盤を強化しコスモポリタンなEUシティズンシップの言説を支えたのである。EUシティズンシップ誕生後の自由移動の権利の拡張は、「EU市民であること」を根拠に現実の権利の不足が埋められ、また新たな権利が獲得されていった過程である。

2. EUとロマ：マイノリティ、移民、市民の境界

このようにEU市民の地位は安定した地位と権利を与える。EU拡大は第3国国民からEU市民への地位の変化を起こすため、2004年と2007年の拡大では東西の経済格差からEU市民となった人々の大規模な流入が懸念された。そこで中東欧諸国の国民に対して移行措置が取られ、中東欧諸国出身のEU市民を「移民」として受け入れる加盟国は、彼らの権利を制限できることとなった。その中に経済的困窮に加えて酷い差別のために西ヨーロッパ諸国に希望を求めて移動する人々がいる [FRA 2009b]。ロマの人々である。危険な他者であるロマに対して「われわれ」の正当な利益を守らねばならないという言説が展開される [cf. Sigona 2005, Aradau 2009]。これに対してEU市民であるロマのEU市民としての権利を擁護する言説および普遍的な人権擁護主体としてのEUというコスモポリタンな言説が対抗言説として現れる。

ロマは様々な人々の集団の総称であり、ヨーロッパには100万から1200万人存在すると推計されている²。特にルーマニアとブルガリア、ハンガリーなど中東欧諸国に多数存在する。EUのロマ政

1 このシティズンシップのモーメントな側面に注目したものとして、Hoffman [2004] を参照。

2 この本質主義的カテゴリーの問題については、Simhandl [2006] を参照。

策は、欧州議会が長年取り組むように訴えてきたものであった。しかし実施の契機はEUの東方拡大である。加盟へ向けた加盟候補国の改革を監督する欧州委員会の年次報告書で、ロマの状況に関する懸念が表明された [Ram 2010; 198-9, cf. Guy 2009]。中東欧へのEU拡大の課題のひとつとして新旧加盟国はロマの管理を意識した。ロマは東の新規加盟国がもたらすEU拡大の障害として認識されたのである [Simhandl 2006, 2009, Woodcock 2007, Swimelar 2008]³。

共産主義時代にはロマの人々に対しても強制的同化措置が取られていたが、民主化への移行期に彼らは取り残されてしまった。ポピュリストの格好の餌食にされ、ロマの人々は教育、労働など様々な差別を受けている。差別と貧困は次世代の貧困と差別の温床となる悪循環を生んでいる。ロマの子供は特別学級に入れられる割合が極めて高く、また一般に十分な教育を受けられていない [Crețan & Turnock 2008, O’Nions 2010]⁴。教育の欠如はEU市民としての権利に関する無知も生んでいる。過去1年間で差別を受けた経験のある者は47%にも上る [FRA 2009a]。ロマの人々の84%が貧困線以下で生活しており、平均余命、乳児死亡率や雇用率などはまだ正確な統計がないが、マジョリティよりも低いと推測される [McDougall 2008]。

現在もハンガリーやチェコではライフルなどでの襲撃を受け、ロマの人々が自警団を結成したりするなど深刻な状況にある⁵。それだけでなく、EU拡大を契機に東から西へと多くのロマの人々が移動したが、アイルランドではレイシストの襲撃に身の危険を感じたロマの人々が自発的に帰国するなど、西ヨーロッパでも差別は強く、ロマの人々はヨーロッパ全域で暴力や犯罪に脅かされている [Edemariam 2009, FRA 2009a, McDonald 2009, Thorpe 2009, Griess 2010]⁶。

EUとしての対応が特に問題になったのはイタリアとフランスの行動である [cf. Storia 2009, Woodcock 2010]。2007年10月にローマで「退職したイタリア軍人の妻」がロマのルーマニア人男性にレイプされ、殺されたとの報道がされた。欧州委員会委員長も務めた左派のプロディ (Romano Prodi) 率いるイタリア政府は、事件の2日後に、公共の安全を理由としてEU市民を追放できる法律を成立させた。この法律は追放される者に意見聴取の機会も与えないものであり、法施行後3カ月で数百人が追放された [Woodcock 2010; 475-6]。

ロマのキャンプ⁷へのイタリア人による襲撃が起こる中で、2008年にベルルスコーニ政権は「緊

3 Atanasoski [2009] は、欧州ロマ権利センター (European Roma Rights Centre) はウェブサイトで西欧でのロマに対する人権侵害の事例を軽視しており、ロマの人権問題を東側の問題として誤認させると批判する (p. 211-3)。

4 2007年の欧州人権裁判所のDH & Others v Czech Republic判決では、ロマの子供を特別学級に入れるチェコ政府の行いは人種差別であり、欧州人権条約違反であると認定された。人種に基づく直接明示したわけではない法や規則でも間接的に差別であると判示した初めての事例であり、Humphreys [2007] は、間接差別も禁止しているEUの人種差別禁止指令の影響も指摘している。

5 欧州人権裁判所はクロアチアに対してロマの子供を特別学級に隔離することを差別と判示したが、当地のロマの人々の多くがさらなる差別を恐れて本件を取り扱わないようにとの請願を欧州人権裁判所に提出していた [Drakulić 2010]。

6 ガーディアン紙のトラン (Mark Tran) はアムネスティ・インターナショナルの差別問題の専門家の言葉を引き、スペインだけがロマに対して寛容であるとまとめている [Tran 2010]。無論、これはスペインではロマのキャンプが政府などによって強制排除されていない、というレベルであり、ロマへの差別は存在する [cf. Colectivo Ioé 2003]。

7 ロマをキャンプに居住させない込む政策は1980年に遡る。この時期にはロマのほとんどは都市の周縁部に位置する貧困層となっており、経済成長を遂げつつあったイタリアの都市への脅威とみなされた。イタリアでのロマへの差別的政策は地方自治体での取り組みに始まっており、国家レベルでの政策は2008年まで存在しなかった。特に1993年に知事の直接選挙が導入されてから、ロマを脅威として捉え安全を訴える戦略が取られ、その延長線上にベルルスコーニ政権がいる。現在でも2009年にローマ市長が導入を宣言した施策を内相が各都市が見習うべきモデルとして取り上げるなど、地方主導の面が強い [Clough Marinaro 2009; 273-281]。またロマを正統な政治主体から排除した過程については、Sigona [2005] を参照。

急事態」として、子供を含めてロマの人々の指紋を採取し、国内の15万人に上るロマを送還すると発表すると⁸、68%ものイタリア人がロマの追放を支持した [Kington 2008]。イタリア国内のロマの40%以上はイタリア国籍を持ち、3万人は15世紀以来のイタリア居住者であり、ルーマニア出身のロマは約1万人に過ぎないと推計されているにもかかわらずである [Woodcock 2010; 473-4]。ロマへの襲撃を受けて警察と軍隊がロマのキャンプの見回りをするようになったが、内相を含め北部同盟の政治家などはイタリア人によるロマへの襲撃を、ロマが問題を作っているとして正当化し、助長した [Woodcock 2010; 479-80, cf. McDougall 2008]。最高裁は、「ジプシーは全員泥棒だ」などの北部同盟の政治家たちの発言を、すべてのジプシーは泥棒であるという事実に基づくものであり、それは人種的偏見ではあるが、優越性や人種的嫌悪に基づくレイシズムではないとして許容した [Hooper 2008]。

国連や人権NGO、欧州議会が批判したことで、後に指紋採取は自発的なものとされ、エスニシティや宗教に関する調査は撤回された⁹。だが、是正に動くなどの積極的行動をEUが取ることはなかった [Owen 2008, Uzunova 2010; 284]。意図的な差別はないとして欧州委員会はイタリアの行為を承認したのである。この判断の経緯が不透明であるとNGOが説明を求めたものの欧州委員会は十分に答えていない。翌2009年には「緊急事態」への対応として、イタリアは複数の地域でロマのキャンプに門を取り付けて隔離し、警察が生活を監視するようになった [de Zulueta 2009]。警察が24時間人の出入りを管理し、管理は市当局からロマ以外の組織に委任され、空間的に隔離されたキャンプの中で、ロマの人々は彼らの監督下で過ごしている [Clough Marinaro 2009; 279-80]。

フランスではロマの人々を中心としたEU市民の国外退去が進められてきたが、2010年7月にサルコジ政権は治安対策として、ロマの300のキャンプの撤去と「自発的帰国」の要請、犯罪を起こした帰化国民の国籍剥奪などを提案した。「自発的帰国」を受け入れたものには一人当たり300ユーロ（子供は100ユーロ）の「帰国費用」が支払われる。人権NGOや国内野党だけでなく、与党内からも批判がされたが、欧州委員会は当初沈黙していた¹⁰。上述のようにEU法は、EU市民の自由移動の権利を広く強く保障している¹¹。ロマという集団の一員であることを国外追放の根拠とすることは許されない。フランスでもリールの裁判所が「公の秩序への脅威」としてロマの人々を国外追放した政府の決定を取り消している。しかし、フランスの行動は明確なEU法違反であるとの声に対して、欧州委員会はフランスの行動を注視していると述べるにとどまった。

8 これは「安全保障に関する包括提案」のひとつである。その他の提案は、第1に、2年以上の懲役が言い渡されたEU市民を含めた外国人の追放の権限と、不法居住者の刑罰をイタリア人市民よりも1/3長くすること。第2に、EU市民を含めた外国人の居住と就業許可の要件と費用の引き上げ。第3に、子供を物乞いとして使用した者と不法入国した者に対しては懲役刑が望ましいとの勧告、などである [Woodcock 2010; 477-8]。

9 欧州議会での決議P6_TA (2008) 0361の採決に際して、ロマの議員は所属政党によって賛否が分かれた。欧州自由民主同盟のモハーチ (Viktória Mohácsi) は、自身が起草した決議案を緑の党や欧州社会党に送り支持を取り付けたが、欧州人民党の支持を得ようとはしなかった。欧州人民党に所属する大半の議員は反対に回ったが、2名のロマの議員は棄権している [Trehan & Mohácsi 2009; 130-1]。そのひとりヤーローカ (Livia Járóka) はイタリア政府の施策に一定の理解を示している。See, 'Roma MEP: Italy's fingerprinting should be seen in wider context', *EurActiv*, 1.8.2008.

10 7月の時点では、司法・基本権・シティズンシップ担当の欧州委員レディングの報道官ニューマン (Matthew Newman) は「ロマの追放については加盟国、今回はフランスの問題であり、法をいかに執行するかはフランス次第である」と述べている [Phillips 2010]。

11 イタリア内相は当時フランスの行動を称賛しつつ、社会保障のみで生活する他の加盟国出身のEU市民の追放を許可するよう欧州委員会に求めたが拒否されたと述べている。彼は多くのロマの人々はEU市民ではあるがEU法が定める居住要件を満たしていないと主張する。See, 'Italy to ask EU for permission to expel Roma', *EurActiv*, 23.8.2010.

9月に入ると欧州議会では左派政党を中心に、EU法違反であるとしてフランスを批判するとともに、行動しない欧州委員会をも批判する動きが現れた。欧州委員会委員長バローゾは9月7日に欧州議会で演説を行い、マイノリティを含めた人権尊重を訴えたが、論争を避けるためにフランスを名指しはしなかった [Traynor 2010a]。これに対して欧州議会の最大勢力である右派の欧州人民党はフランス批判を避ける戦略を取った。彼らは、EU市民の権利には義務が伴うことを強調し、同時に、フランスへの批判は真の問題、すなわちロマの人々の社会的経済的格差への対策にはならない、と主張する¹²。しかし、フランス政府のロマを敵視したあからさまな姿勢は、左派政党を中心とした決議を可決させるに十分であった [European Parliament 2010]。右派が多数であった議会構成を考えれば賛成337、反対245という結果は圧勝というべきであろう [Traynor 2010b]。本決議はフランスなどでロマに対して取られた措置に重大な懸念を表明し、ロマの追放の即時停止を求めるとともに、座視している欧州委員会を批判し、事態への介入を要請するものである。

このような圧力の中で欧州委員会はついにフランスに対して行動を起こした。しかし、欧州委員会を動かした最大の要因はフランス警察への指令書の暴露である。この文書は最優先対象としてロマを名指ししていた。ロマの集団追放ではない、とするフランス政府の公式の立場を明確に否定するものだったのである [cf. Reding, Andor & Malmström 2010; Annex 2]。司法・基本権・シティズンシップ担当の欧州委員会副委員長レディング (Viviane Reding) は、ナチスの行動と暗に比較する言葉を用いてフランスの行動を強く非難し、EU法違反の法的措置を取る姿勢を示した [Reding 2010]。

2日後の9月16日に行われた欧州理事会では、欧州委員長バローゾとサルコジが激しくやりあうなど、この問題が焦点となった [Traynor 2010d]¹³。レディングの言葉は行き過ぎであるとの指摘が広くされはしたが、違法な事は何もしていないと主張するサルコジを明確に擁護したのは、「フランスはイタリアを模倣しただけ」とするイタリアだけであった。サルコジはメルケルがロマのキャンプを排除しがっていると述べ、ドイツを味方につけようとした。これに対しドイツ政府は発言を即座に否定し、翌日に外相が「そのようなことはドイツ憲法に反する」と述べるなど、フランスと距離を取った¹⁴。

この後、欧州委員会に対しフランスは、ロマを名指す部分を削除するなど指令書を修正し、ロマを特に対象とする措置は取っていないと強弁した。9月29日に欧州委員会は、10月15日を期限として、フランス政府にEU法を適切に国内法化するように求め、それがなされない場合には法的措置を取ると警告した [European Commission 2010a]。フランス政府の腰が重かったため欧州委員会は法的措置を取るとみられていたが、期限直前になってフランスが国内法化を進めるとの約束をしたことから、欧州委員会は法的措置を見送った¹⁵。

12 フランス外相も同様の言説を採用している。See, 'EU's Reding loses patience with France on Roma', *EurActiv*, 23.9.2010.

13 フランスの欧州担当相ルルーシュもラジオで「EUの創設メンバーであり、人権の母国であるフランスのような偉大な国」へのレディングの批判を強く批判した [Traynor 2010c]。

14 See, "'All a Misunderstanding' Germany Denies Plans to Clear Roma Settlements", *Spiegel*, 17.9.2010. ただし同時期にドイツもコンヴォイ出身者を中心にロマを本国へ送還している [Çağlar & Mehling 2013]。

15 フランスは2011年の移民、統合、国籍法でEU法の適切な実施をしたとするが、不十分であるとの批判もある [cf. Human Rights Watch 2011]。

だがこれは欧州委員会が大国フランスに対してロマの人々を擁護しきれなかったことを示している。フランスは10月までの9ヶ月間で1476人のルーマニア人と227人のブルガリア人を強制退去させ、5086人のルーマニア人と683人のブルガリア人が自発的に帰国した¹⁶。ロマを対象とする秘密データベースの存在も明らかになったが [Statewatch 2010]、ロマへの人権侵害や差別の存在について欧州委員会は判断を避け、EU法が求める手続的実体的保護に関するフランス法の不備の是正のみをフランスに要求したのである。だがフランス政府の国内法化の不備は他の加盟国とともにすでに指摘されていたことであり、それはなんら新しい問題ではなかった [Traynor & Willsher 2010, cf. Reding, Andor & Malmström 2010; 5]。危険な他者としてのロマという言説は、経済的価値とセキュリティを核とするネオリベラルなEUシティズンシップの権利／義務の言説に節合されたと言えよう [Parker 2012, cf. Aradau 2009]。国内法化の問題に矮小化されることで、コスモポリタンなEUシティズンシップの言説は後退し、逆にEUシティズンシップがロマの人々の排除を正当化するのである。ではこの危険な他者としてのロマという表象はいかなる言説に支えられているのだろうか。

3. 文化的犯罪集団としてのロマ

ロマとして括られる人々の多くは定住者であるにもかかわらず、「ノマド」や「移動生活者 (Traveller, gens du voyages)」という表象が繰り返し現れる¹⁷。彼らがノマド的生活様式を送っているように見えても必ずしも望んでいるものではない。差別が根強いいため、社会統合がうまくいっている人々はロマであることを隠し、マジョリティ社会に紛れる傾向があると指摘される。これに対して社会から排除されている人々は差別のために安定した職も住居も得られない。そしてキャンプでの居住を強いられることで、空間的に隔離され、監督され、職や教育へのアクセスを絶たれることでさらに社会から排除される。「卑しむべき市民」 [Hepworth 2012] という主体位置はロマの人々の声を抑圧排除していくのである。

例えば、パリのロマは警察による定期的な強制立ち退きにより、彼らの意思に反して「ノマド」となる [Nacu 2011; 139]。警察などによる「立ち退きはロマの生活の新たなリアリティとして『ノマディズム』を再構築する。それは自由移動よりも強制された移動性（不動性）によってますます特徴づけられる」 [Aradau, Huysmans, Maciotti & Squire 2013; 140]。ロマは「『再度ノマド化』することを強いられる」 [Clough Marinaro 2009; 275]。ロマというエスニシティの名指しを批判されたフランスは、「ルーマニアのノマド」という国籍と生活様式を指す言葉を用いるようになった¹⁸。日常生活やメディアを通じて、ロマと非 - 定住性が結び付けられやすいと言えよう¹⁹。

16 See, 'French expulsions now aimed at "Romanians" and "Bulgarians"', *EurActiv*, 5.11.2010. 同期間に強制送還された外国人 (EU市民を含む) は21384人である。

17 Liebich [2007] によれば、様々な定義されるノマドの意味を広くとつても、西欧のロマでノマドと言えるのは5～30%と推計され、東欧のロマのほとんどすべてが定住であることを考えると、ヨーロッパ全体のロマの内、ノマドは2%にすぎないであろう (p. 546)。

18 See, 'French expulsions now aimed at "Romanians" and "Bulgarians"', *EurActiv*, 5.11.2010.

19 ロマの「文化」のロマ自身による利用については、Nacu [2011] を参照。

この非・定住という「異常性」は犯罪性と結び付けられ、差別、排除が強化されていく [Clough Marinaro 2009, Woodcock 2010, Uzunova 2010]。イタリアのロマの40%はイタリア国籍を有するとすでに指摘したが、中東欧に多いとはいえロマの人々の国籍は様々である。したがって当然ながらロマの中には居住国の国民、EU市民、第3国国民と様々な法的地位の人々が存在する。それにもかかわらず、ロマの特異な生活様式は伝統的な文化として彼らの本質に根差すものとされ、法的地位と権利の基準となる国家の枠を超えてロマとされる人々をひとつにまとめあげるののである。

近年、EUで一層明白になったのは、このようなロマへの差別的視線と排除である。Balibar[2009]はヨーロッパ・レベルでのロマの人々のカテゴリー化を「新たなロマの^{人種化}」（強調ママ）とし、彼が「ヨーロッパ・アパルトヘイト」と呼ぶヨーロッパ・シティズンシップの裏面の一部に位置付ける。「移民」が外部の他者であるならば、「ジプシー」は内部の他者なのである。本質主義によるロマの他者化がネオリベラルなEUシティズンシップの言説によるロマの排除を支えている²⁰。EU拡大はロマ問題を東の問題とした。ロマの追放を主張した2008年のイタリアは1990年代よりも犯罪は少なかった [Milne 2008]。しかし中道左派の政治家でさえもこのような主張に異議を唱えるのではなく、「昨年全犯罪の75%はルーマニア人によって起こされている」などと述べている。フランスの欧州担当相ルルーシュ (Pierre Lellouche) は、パリでは2007年以降毎年140%ロマの犯罪が増加していると主張し、大統領府がロマのキャンプを密入国や子供の犯罪への利用の温床であるとする声明を出すなど、サルコジ政権もまた支持率が低迷する中でロマをスケープゴートとして支持率上昇を目論んでいると批判された。しかし、イタリアやフランスではロマの人々を国外に追放することで国内治安を回復させるという主張が大きな支持を得ている。このような主張には人口比率や犯罪比率を考えてもおおよそ根拠はないにもかかわらず。

そしてEU市民であれば3ヶ月以内の自由移動は可能であるために国外退去の実効性は実際にはほとんどない。フランスの自発的国外退去に応じて300ユーロを受け取った人々の多くは、80ユーロでルーマニアからフランスに移動できるために、すぐにフランスに戻ってくると答えている。実際に退去命令を受け、国境を越え隣国ベルギーに数メートル移動し、すぐにフランスに戻るパフォーマンスをした人々もいた [Traynor 2010b]²¹。

フランスのロマ問題を巡って欧州委員会は、ロマの人々が居住先に選んだ国での社会統合が望ましいとしたが、フランスの閣僚はルーマニアとブルガリアがまず自国民たるロマを統合するようにと述べ、欧州委員会の声明に対しては、欧州委員レディングの出身国であるルクセンブルクが受け入れればいと反論した [Lellouche 2010, Traynor 2010c]。多くのロマを抱えるルーマニアとブルガリアだが、両国はシェンゲン空間への参加を最優先課題としてフランスのロマ問題への介入を避けた²²。他の東欧諸国もロマの側に立ちほしくない。多数のロマの出身国であるルーマニアは、ロマとの

20 ナショナリスト政治家たちによってロマをトランスナショナルなヨーロッパ・マイノリティとして、すなわち自国のネーションの一員ではない非領域的ネーションとしてEUに押し付けようとする言説があるが [Vermeersch 2012]、EUにおいては主流とはなっていない。

21 このようなロマの人々によるシティズンシップ行為についてはAradau, Huymans, Maciotti & Squire [2013] を参照。またロマを支援するNGOに焦点を当てたものとしてAtger [2013]。

22 See, 'Summit sees Sarkozy, Barroso clash in bitter Roma row', *EurActiv*, 17.9.2010. 'Romania, Bulgaria's presidents push for Schengen accession', *EurActiv*, 24.9.2010.

差別化を通じて自国のヨーロッパ・アイデンティティを確立しようとしてきた [Woodcock 2007]。

EU拡大交渉の中でルーマニアでは、ロマを非・ヨーロッパの他者とすることで自然なヨーロッパの民族としてのルーマニア人を構成する言説が増加した。ジプシーなどの名称が差別的であるとされ、ルーマニアでもロマという名称が用いられるようになる。しかし、ルーマニア (Romania) のマジョリティは、表記上の印象からロマ (Roma) とルーマニア国家及び民族が結び付けられるのを強く拒否する。そこで「誤解を避けるために」政府は2000年に 'rrom' という表記を採用することとなった²³。

本稿で取り上げたフランスの事例以前のことはあるが、ルーマニアのメディアは、フランスで逮捕されたルーマニア人はロマであり、フランス人は彼らを「ルーマニア人」だと誤認しているとする。送還されたルーマニア人はロマの乞食や泥棒であり、このロマのせいでルーマニアは誤解され孤立していると、ロマに責任の一切を負わせるのである²⁴。ロマは政府やEUからの過大な援助を受けており、優遇されているとのステレオタイプも生まれた。この意味で、ルーマニアがフランスに対して自国民であるロマの人々を擁護する強い姿勢を取らなかったのは当然のことであった。

ルーマニア、イタリア、フランスにみられるロマの人々を異質な他者として、犯罪者として排除することにより、自身のアイデンティティを確立しようという動きを、EUもまた取りつつある。2010年後半のEU議長国であったベルギーは9月に「遊歴犯罪集団 (Itinerant Criminal Group)」に関する専門家会議を開催した。12月にはEUの司法内務理事会は「移動する (遊歴する) 犯罪集団による犯罪に対する闘い」で合意している [Council of the European Union 2010]。

専門家会議の目的は、問題の周知、共通の定義などを確立することとされ、これまでのベルギーの取り組み、ベルギーとルーマニアの協力事例が紹介された。この会議で基調講演を行ったのがゼント大学犯罪政策国際研究所 (The Institute for International Research on Criminal Policy (IRCP)) の理事のひとりであるデルイベル (Brice De Ruyver) と、研究所員のバン・ダーレ (Stijn Van Daele) である。彼らは共同で多くの研究を発表しており、この会議での講演も共同のものだった [De Ruyver & Van Daele 2010]。「遊歴犯罪集団」に関する初期の研究ではジプシーについての言及はほとんどなかった。専門家会議の成果を受けた12月の理事会合意文書にもジプシーという言葉は存在しない。しかし、最近の研究ではジプシーと「遊歴犯罪集団」の同一視が目立っている [cf. Van Daele & Beken 2010]。

遊歴犯罪集団は、その性質から通常の犯罪組織とは異なるとされる。すなわち、通常は住居や知識のある地域に近い場所で犯罪が行われるが、遊歴犯罪者の場合は当てはまらない。彼らは様々な

23 2010年には政府機関によるロマという用語を禁止し、「不可触」というギリシャ語に由来する 'tigan' という用語を代わりに使用する法案が議会に提出され、大統領も支持を表明した [Wolfe-Murray 2010]。しかし2011年に議会で否決され廃案となっている。See, 'Law to change "Roma" for "Gypsy" is banned', *romaniantimes.at*, 6.4.2011.

24 2009年6月にベルファストで人種差別主義者の攻撃を受けて100名ほどのロマの人々が逃げたことについて、海外メディアが彼らを「ルーマニア人」と呼んだことに対して、ルーマニアのメディアは、彼らはパスポートを持っているだけであり、ルーマニア人とは異なる人々だと強調した。また、ある全国紙の世論調査では、民族的なルーマニア人と民族的なロマを世界が区別していないこと、両者は全く異なる集団にも関わらず、ロマによって作られたイメージが民族的なルーマニア人にもついてまわることによって多くの人が懸念していることが明らかになっている [Filipescu 2009: 301-4]。また多くのルーマニア人が、ロマと自分達は異なるとする意見を新聞に投書した [Edemariam 2009]。

国で生き、多くの距離を移動し、見知らぬ土地で様々なものの窃盗などの犯罪を行う。EUによる人の自由移動が犯罪者に新たな機会をもたらしたという。専門家会議の講演では、遊歴犯罪集団を3つに分類し、そのひとつを「犯罪を行うジプシーのギャングおよび定着性の犯罪者（Criminal gypsy gangs and sedentary offenders）」と呼んでいる。そして前者について、「伝統的な犯罪を行うジプシーは移動する（travelling）生活スタイルを持つ」とする。彼らは犯罪を行う意図を持って移動するわけではなく、他国でのより良い生活の機会を求めて移動する。閉じた共同体を形成し、社会的に孤立するとされる。

2010年5月発行のベルギー連邦警察の冊子『遊歴犯罪集団への取組み：新たな挑戦（Tackling of Itinerant Criminal Groups new challenges）』はさらに露骨である。遊歴犯罪者の定義には、旧東側の共産圏からやってくること、「定着性の犯罪者集団（sedentary groups of offenders）は主に旧ユーゴスラビア、ルーマニア、フランス、ベルギー出身のノマドで構成される」との記述がある。そして旧東側諸国出身の犯罪者を2つのタイプに分け、犯罪の意図を持たないものについて以下のように記述する。

他の者は、最初は（より良い）生活を築くためにここにやってくる。彼らは合法、不法でここに滞在する。一部の人は真つ当にやってもより良い生活を実現することは容易ではないとすぐに理解するようになる。社会的接触の中で手軽に金を稼ぐ機会を見つけると彼らは容易に犯罪に走る。

そして国籍や法的地位にかかわらずノマドを一か所にとどまらない文化的な生活様式をもつものとして本質化する。ノマドの中の犯罪を行う人々を「犯罪を生活習慣とする犯罪集団であることは多い」と述べるのである。

犯罪学という装いのもとでここに明らかになるのは、ロマを非定住性で特徴づけ、犯罪と結び付ける本質主義の言説である。万引きや窃盗、詐欺などの「遊歴犯罪者による犯罪は多くの場合組織化されており、多くのEU市民の日常生活に重大な影響を与える深刻な問題である」ためEU全体のセキュリティへの脅威であるが [Council of the European Union 2012a; 2]、その犯罪の内容自体よりも、犯罪者の性質と出身地域によってカテゴリーが作られ、生活様式そのものがセキュリティの問題として構成される。これはまさにベルルスコーニやサルコジ、その他の極右政治家、マスメディアなどと共通する言説と言える。ロマへの差別を「科学的に」補強するEU言説が生まれ、EUの警察刑事協力を通じて広がっている [cf. Council of the European Union 2011b, 2012a, 2012b]。

おわりに

2005年から「ロマ包摂の10年（Decade of Roma Inclusion）」として様々な取り組みがされている。EUもまた「ロマ包摂のための10の共通原則」の制定や、ロマ・サミット、ロマ包摂のためのプラットフォームの開催など2008年ごろから積極的な動きを見せている。2011年前半の議長国ハン

ガリーはロマ政策を主要課題として挙げ、欧州委員会が「2020年までの各国ロマ統合戦略のためのEU枠組み」を発表し、理事会で承認され、各加盟国がロマの統合戦略を作成している [European Commission 2011, Council of the European Union 2011a]²⁵。欧州委員会がロマ包摂に関するはじめての法的措置と述べるロマ統合に関する理事会勧告も採択された [Council of the European Union 2013]

このように一見するとロマの包摂へと積極的に動き始めたかのようなEUであるが、その内実には注意が必要である。ヨーロッパ全体に蔓延するレイシズムはロマを異質な他者として排除することで、排他的な統一性を希求する。EU自身もまたセキュリティを人々に提供することで自身の存在意義を高めようとしている。ロマはここでも標的にされる。

確かに、EUはその表向きの普遍性志向を残す限りにおいて様々な排除への抵抗の土台となっている。EUシティズンシップは、人々に、既存の、そして、新たな権利を主張する主体位置を提供している。近年ではロマを客体としてだけでなく、ロマ政策の主体として位置付けるEU言説も登場している [Simhandl 2009]。だが他方でEUシティズンシップはロマを排除し、犯罪学の本質主義的言説と節合されていく。「われわれ」と違う異常で危険な集団であるロマという表象は、「卑しむべきEU市民」としてロマを排除しつつ、EUシティズンシップの解放の力を奪っていく。そしてロマ統合戦略においてEU市民の経済的利益のためにロマは経済資源として捉えられる。人種化されたロマは新自由主義的な主体になることで疎外されつつ包摂されるのである [cf. van Baar 2012, Parker 2012]。

しかし、ロマのNGOがEU政策に与えてきた影響を鑑みるならば、過度に悲観的になることもまた戒められなければならないだろう²⁶。現にEU市民であるロマはEU域内を合法的に移動しているし、シティズンシップ行為は積み重ねられている。EUシティズンシップはそもそも「(EU)市民とは誰か／なにか」という問いを提起するため、現在の法的EU市民以外の第3国国民にも「市民」としての主体位置を提供する [cf. Isin & Saward 2013]。そしてEUシティズンシップ自体がシティズンシップ行為という言説闘争によって構成されるものである。ロマ統合戦略においてもロマの参加が求められている。EUシティズンシップをめぐる闘争は続いているのである。

(つちや たけし・本学経済学部准教授)

[付記]

本稿に関連して2011年2月の専修大学での研究会および2013年4月の日本公益学会で報告の機会を頂いた。報告の際に頂戴した貴重なコメントに記して感謝する。また匿名の査読者にも感謝したい。

25 ロマの問題に取り組んできた欧州議会議員モハーチは、EUは加盟国に差別禁止を強制する法律を持たず、ベスト・プラクティスの共有は効果がないとして大きな不満を表明している [Trehan & Mohácsi 2009]。同様にEUの取り組みの問題を指摘するものとして、Uzunova [2010]。

26 ただしロマNGOと一般のロマの人々の乖離も指摘されている。ロマ関連NGOとその代表性の問題については、McGarry [2008]、Nirenberg [2009]、Timmer [2010] を参照。ジェンダーと主体性の問題については、Kóczé [2009] を参照。

参考文献

- Aradau, Claudia 2009, 'The Roma in Italy: Racism as usual?', *Radical Philosophy*, 153.
- Aradau, Claudia, Jef Huysmans, P. G. Maciotti & Vicki Squire 2013, 'Moility interrogating free movement: Roma acts of European citizenship', in Isin & Saward eds.
- Atanasoski, Neda 2009, 'Roma rights on the world wide web: The role of internet technologies in shaping minority and human rights discourses in post-socialist Central and Eastern Europe', *European Journal of Cultural Studies*, Vol. 12, No. 2.
- Atger, Anaïs Faure 2013, 'European citizenship revealed: sites, actors and Roma access to justice in the EU', in Isin & Saward eds.
- Balibar, Etienne 2009, 'Foreword', in Sigona & Trehan eds.
- Çağlar, Ayeş & Sebastian Mehling 2013, 'Sites and the scales of the law: third-country nationals and EU Roma citizens', in Isin & Saward eds.
- Clough Marinaro, Isabella 2009, 'Between surveillance and Exile: Biopolitics and the Roma in Italy', *Bulletin of Italian Politics*, Vol. 1, No. 2.
- Colectivo Ioé 2003, 'Experiences of Discrimination of Minorities in Spain: Against Immigrants and Roma', *European Monitoring Centre on Racism and Xenophobia, Ref No 2002/02/01*.
- Connolly, William E. 1993, *The Terms of Political Discourse*, Third Edition, Blackwell.
- Council of the European Union 2010, 'Council conclusions on the fight against crimes committed by mobile (itinerant) criminal groups', *3015th JUSTICE and HOME AFFAIRS Council meeting Brussels, 2 and 3 December 2010*.
- Council of the European Union 2011a, 'An EU Framework for National Roma Integration Strategies up to 2020 - Council Conclusions', *3089th Employment, Social Policy, Health and Consumer Affairs Council meeting Brussels, 19 May 2011*.
- Council of the European Union 2011b, 'Operational Action Plan related to the EU crime priority G: "Mobile OC groups"', *17827/11 EXT 1*.
- Council of the European Union 2012a, 'Discussion paper on intelligence-led policing through closer cooperation with Europol in the fight against itinerant criminal groups', *6038/12*.
- Council of the European Union 2012b, 'European Police Chiefs Convention', *11572/12*.
- Council of the European Union 2013, 'Council recommendation on effective Roma integration measures in the member states', *EMPLOYMENT, SOCIAL POLICY, HEALTH and CONSUMER AFFAIRS Council meeting, Brussels, 9 and 10 December 2013*.
- Creţan, Remus & David Turnock 2008, 'Romania's Roma Population: From Marginality to Social Integration', *Scottish Geographical Journal*, Vol. 124, No. 4.
- De Ruyver, Brice & Stijn Van Daele 2010, 'Itinerant crime groups: the international dimension', Expert Meeting on the Itinerant Criminal Groups, 20.9.2010.
- de Zulueta, Tana 2009, 'Italy's new ghetto?', *The Guardian*, 30.3.2009.
- Drakulić, Slavenka 2010, 'Anti-Roma prejudice not demolished in a day', *The Guardian*, 21.3.2010.
- Edemariam, Aida 2009, 'Unhappy return: fear and loathing await fugitives from Belfast racism', *The Guardian*, 26.6.2009.
- European Commission 2010a, 'European Commission assesses recent developments in France, discusses overall situation of the Roma and EU law on free movement of EU citizens', *IP/10/1207*, Brussels, 29/ 9 /2010.
- European Commission 2010b, 'REPORT FROM THE COMMISSION TO THE EUROPEAN PARLIAMENT, THE COUNCIL AND THE EUROPEAN ECONOMIC AND SOCIAL COMMITTEE: UNDER ARTICLE 25 TFEU: On progress towards effective EU Citizenship 2007-2010', *COM(2010) 602 final*.
- European Commission 2010c, 'EU CITIZENSHIP REPORT 2010: Dismantling the obstacles to EU citizens' rights', *COM(2010) 603 final*.
- European Commission 2011, 'An EU Framework for National Roma Integration Strategies up to 2020', *COM(2011) 173 final*.
- European Parliament 2010, 'Resolution of 9 September 2010 on the situation of Roma and on freedom of movement in the European Union', *P7_TA-PROV(2010)0312*.

- Filipescu, Corina 2009, 'Revisiting Minority Integration in Eastern Europe: Examining the Case of Roma Integration in Romania', *Debatte*, Vol. 17, No. 3.
- FRA 2009a, 'EU-MIDIS: European Union Minorities and Discrimination Survey', *Data in Focus Report 1: Roma*.
- FRA 2009b, *The situation of Roma EU citizens moving to and settling in other EU Member States*.
- Griess, Andreas 2010, 'Roma Camps Are Exception in Germany', *Spiegel*, 17.9.2010.
- Guy, Will 2009, 'EU Initiatives on Roma: Limitations and Ways Forward', in Sigona & Trehan eds.
- Hepworth, Kate 2012, 'Abject citizens: Italian 'Nomad Emergencies' and the deportability of Romanian Roma', *Citizenship Studies*, Vol. 16, Nos. 3-4.
- Hoffman, John 2004, *Citizenship Beyond the State*, Sage.
- Hooper, John 2008, 'Italy: Court inflames Roma discrimination row', *The Guardian*, 1.7.2008.
- Human Rights Watch 2011, *France's Compliance with the European Free Movement Directive and the Removal of Ethnic Roma EU Citizens*. Available at <http://www.hrw.org/news/2011/09/28/france-s-compliance-european-free-movement-directive-and-removal-ethnic-roma-eu-citi>
- Humphreys, Stephen 2007, 'A verdict with reach', *The Guardian*, 18.11.2007.
- Insin, Engin F. & Greg M. Nielsen eds. 2008, *Act of Citizenship*, Zed Books.
- Insin, Engin F. & Michael Saward eds. 2013, *Enacting European Citizenship*, Cambridge University Press.
- Kington, Tom 2008, '68% of Italians want Roma expelled - poll', *The Guardian*, 17.5.2008.
- Kóczé, Angéla 2009, 'The Limits of Rights-Based Discourse in Romani Women's Activism: The Gender Dimension in Romani Politics', in Sigona & Trehan eds.
- ラクラウ、エルネスト&シャントル・ムフ 2012 『民主主義の革命：ヘゲモニーとポスト・マルクス主義』西永亮、千葉真訳、ちくま学芸文庫。
- Lelouche, Pierre 2010, 'Roms : la liberté de circuler ; le devoir d'intégrer', *Le Figaro*, 23.8.2010.
[在日フランス大使館HP : <http://www.ambafrance-jp.org/spip.php?article4087>]
- Liebich, Andre 2007, 'Roma Nation? Competing Narratives of Nationhood', *Nationalism and Ethnic Politics*, Vol. 13, No. 4.
- McDonald, Henry 2009, 'Belfast Romanians return home after racist attacks', *The Guardian*, 26.6.2009.
- McDougall, Dan 2008, "'Why do the Italians hate us?'"', *The Guardian*, 17.8.2008.
- McGarry, Aidan 2008, 'Ethnic Group Identity and the Roma Social Movement: Transnational Organizing Structures of Representation', *Nationalities Papers*, Vol. 36, No. 3.
- Milne, Seumas 2008, 'This persecution of Gypsies is now the shame of Europe', *The Guardian*, 10.7.2008.
- Nacu, Alexandra 2011, 'The Politics of Roma Migration: Framing Identity Struggles among Romanian and Bulgarian Roma in the Paris region', *Journal of Ethnic and Migration Studies*, Vol. 37, No. 1.
- 中村民雄 2012 「判例にみるEU市民権の現在：移動市民の権利から居住市民の権利へ？」『日本EU学会年報』第32号。
- Nirenberg, Jud 2009, 'Romani Political Mobilization from the First International Romani Union Congress to the European Roma, Sinti and Travellers Forum', in Sigona & Trehan eds.
- O'Nions, Helen 2010, 'Different and unequal: the educational segregation of Roma pupils in Europe', *Intercultural Education*, Vol. 21, No. 1.
- Owen, Richard 2008, 'EU clears Berlusconi over Roma gypsies', *The Times*, 4.9.2008.
- Parker, Owen 2012, 'Roma and the Politics of EU Citizenship in France: Everyday Security and Resistance', *Journal of Common Market Studies*, Vol. 50, No. 3.
- Phillips, Leigh 2010, 'EU turning blind eye to discrimination against Roma, say human rights groups', *The Guardian*, 30.7.2010.
- Ram, Melanie H. 2010, 'Interests, Norms and Advocacy: Explaining the Emergence of the Roma onto the EU's Agenda', *Ethnopolitics*, Vol. 9, No. 2.
- Reding, Viviane 2010, 'Statement on the latest developments on the Roma situation', *SPEECH/10/428*, Brussels, 14.9.2010.
- Reding, Viviane, László Andor & Cecilia Malmström 2010, 'The situation of Roma in France and in Europe: Joint Information Note by Vice-President Viviane Reding, Commissioner László Andor and Commissioner Cecilia Malmström', 1 September 2010.

- Sigona, Nando 2005, 'Locating "The Gypsy Problem". The Roma in Italy : Stereotyping, Labelling and "Nomad Camps"', *Journal of Ethnic and Migration Studies*, Vol. 31, No. 4.
- Sigona, Nando & Nidhi Trehan eds. 2009, *Romani Politics in Contemporary Europe: Poverty, Ethnic Mobilization, and the Neoliberal Order*, Palgrave Macmillan.
- Simhandl, Katrin 2006, "'Western Gypsies and Travellers" - "Eastern Roma": the creation of political objects by the institutions of the European Union', *Nations and Nationalism*, Vol. 12, No. 1.
- Simhandl, Katrin 2009, 'Beyond Boundaries? Comparing the Construction of the Political Categories "Gypsies" and "Roma" Before and After EU Enlargement', in Sigona & Trehan eds.
- Statewatch 2010, 'France Unlawful gendarmerie database on Roma people'.
- Storia, Daria 2009, "'EU Values: The Roma Migration Challenge" ITALY REPORT'. Available at http://www.osservazione.org/documenti/ITALY%20REPORT_Daria%20Storia.pdf
- Swimelar, Safia 2008, 'The Making of Minority Rights Norms in the Context of EU Enlargement: The Czech Republic and the Norm', *The International Journal of Human Rights*, Vol. 12, No. 4.
- Thorpe, Nick 2009, 'Hungarian Roma take to streets in self-defense', *The Observer*, 3.5.2009.
- Timmer, Andria D. 2010, 'Constructing the "Needy Subject" : NGO Discourses of Roma Need', *Political and Legal Anthropology Review*, Vol. 33, No. 2.
- Tran, Mark 2010, 'Prejudice and evictions widespread in Europe not just France, activists warn', *The Guardian*, 17.9.2010.
- Traynor, Ian 2010a, 'Barroso makes veiled criticism of French anti-Gypsy campaign', *The Guardian*, 7.9.2010.
- Traynor, Ian 2010b, 'French "anti-Gypsy policy" denounced by European Parliament', *The Guardian*, 9.9.2010.
- Traynor, Ian 2010c, 'Nicolas Sarkozy tells Luxembourg to take in Roma', *The Guardian*, 15.9.2010.
- Traynor, Ian 2010d, 'Nicolas Sarkozy rounds on critics and vows to keep dismantling Roma camps', *The Guardian*, 16.9.2010.
- Traynor, Ian & Kim Willsher 2010, 'Roma ultimatum given to France by EU: allow free movement or face court', *The Guardian*, 29.9.2010.
- Trehan, Nidhi in conversation with MEP Viktória Mohácsi 2009, 'Contentious Politics in Europe: Experiences of Desegregation Policy in Hungary and the Push for EU-Level Strategy on Romani Integration', in Sigona & Trehan eds.
- 土谷岳史 2006 「EUシティズンシップとネイションーステート：セキュリティ、平等、社会的連帯」『慶應法学』第4号。
- 土谷岳史 2009 「EU共通移民政策の展開：『移民』と『我々』の繁栄」『高崎経済大学論集』第52巻第3号。
- Uzunova, Iskra 2010, 'Roma Integration in Europe: Why Minority Rights are Failing', *Arizona Journal of International & Comparative Law*, Vol. 27, No. 1.
- van Baar, Huub 2012, 'Socio-Economic Mobility and Neo-Liberal Governmentality in Post-Socialist Europe: Activation and the Dehumanisation of the Roma', *Journal of Ethnic and Migration Studies*, Vol. 38, No. 8.
- Van Daele, Stijn & Tom Vander Beken 2010, 'Exploring Itinerant Crime Groups', *European Journal on Criminal Policy and Research*, Vol. 16, No. 1.
- Vermeersch, Peter 2012, 'Reframing the Roma: EU Initiatives and the Politics of Reinterpretation', *Journal of Ethnic and Migration Studies*, Vol. 38, No. 8.
- Wolfe-Murray, Rupert 2010, 'There's room for "Roma" and "Romanian": A bill to replace the Roma name with a pejorative term risks opening a Pandora's box of prejudice and frustration', *The Guardian*, 8.12.2010.
- Woodcock, Shannon 2007, 'Romania and EUrope: Roma, Rroma and Țigani as sites for the contestation of ethno-national identities', *Patterns of Prejudice*, Vol. 41, No. 5.
- Woodcock, Shannon 2010, 'Gender as catalyst for violence against Roma in contemporary Italy', *Patterns of Prejudice*, Vol. 44, No. 5.